

(2024 年 9 月 27 日受稿 2024 年 11 月 18 日受理)

【報 告】

高等教育の経済的支援制度への高校生の理解

——島根県内の A 高等学校における進路選択に関する意識調査より——

かわうち きよみ
川内 紀世美 (大阪健康福祉短期大学・講師)

E-mail : k.kawauchi@kenko-fukushi.ac.jp

1. はじめに

『日本の高学費をどうするか』(2005)¹⁾を著した田中昌人は「二一世紀の大学は、いつでも誰でも、その人にとって必要な時に必要な方法で、最高の内容のものが、無料で学べる重要な場になっていかねばならない。(中略)しかし日本の現状は(中略)程遠いところにある」²⁾と述べ、高等教育における無償教育の必要を訴えている。

田中はまた、「国がすべきことはわずかな補助として、そこへは直接的な競争原理をもちこんで、思いのままに誘導するというやり方による弊害も各所で起きている」³⁾という。これは、2020 年代の現状で、国の支援が不十分な場合に、潤沢な資金を活用した教育費支援策を講じられる自治体と、脆弱な資金力のために策を講じられない自治体との教育費支援の地域間格差を想起させる。

例えば、東京都はそれまでの所得制限を撤廃した高等学校や都立大学の授業料実質無償化を 2024 年度から実施した^{4) 5)}。また、東京大学は 2025 年度入学生から授業料を現行の 120% に値上げし、授業料全額免除の基準を世帯収入 400 万円以下から 600 万円に引上げる旨を公表し、学生の共助による経済的支援の充実を図っている⁶⁾。一部の自治体や一部の大学を除いては東京都や東京大学のような支援充実に至っていない。

田中は、高授業料・低補助とされる日本で受益者負担の論理による学費負担のあり方のもと、授業料が高騰するならば「過度な競争性の下にある教育制度に耐えられる条件の少ない年収階層においては、高等教育における機会均等原則からますます社会的に排除され」⁷⁾という危惧を指摘し、これは昨今の大学の授業料引き上げの検討に対して非を唱える主張に置き換えられる重い言葉である。

ところが、2020 年 4 月に「大学等における修学の支援に関する法律(令和元年法律第 8 号)」が施行され、国はこの法律に基づく制度を「高等教育の

修学支援新制度」として周知している。「独立行政法人日本学生支援機構法(平成 15 年法律第 94 号)」や「日本私立学校振興・共済事業団法(平成 9 年法律第 48 号)」といった従来の法規に「大学等における修学の支援に関する法律」が加えられて、「新しい制度」に改められたという意味で「新」という文字を掲げ、現行制度は「高等教育の修学支援新制度」と呼ばれていると考えられる。

「大学等における修学の支援に関する法律」は「学資支給及び授業料等減免(第 3 条)」を規定した。「授業料等減免」を明記することで、それまでに「独立行政法人日本学生支援機構法」に則り実施されてきた「学資の貸与及び支給その他学生等の修学の援助(第 3 条)」を、国を挙げての授業料無償化に漸進させる根拠となった法律であるといえる。「学資支給及び授業料等減免」には「特に優れた者であって経済的理由により極めて修学に困難があるものに対して行う(第 3 条)」という条件があり、すべての学生が享受できる支援制度ではないことに課題はあるものの、国が、一部の学生に無償教育を開いたという意味で画期的であるともいえよう。

さらに、「特に優れた者」という条件をどのように受け止めるかという課題にかかわるが、「高等教育の修学支援新制度」においては「学修要件」を定め、相対的成績評価によって制度利用の可・不可を判定するという競争原理も想起させる。国立大学協会は「一定以上の成績を得て卒業等に支障のない場合でも GPA 下位 4 分の 1 に該当する事態が生じる可能性があることを強く危惧し、GPA の要件は緩和あるいは除外する方向で検討すべきという意見も見られた」⁸⁾と報告し、「学修要件」は不要という見方を示している。GPA とは Grade Point Average の略で、授業科目ごとの成績評価を 5 段階で評価し、それぞれに対して 4, 3, 2, 1, 0 のグレードポイントを付与し、この単位当たり平均を算出して示す評価方法である。しかし国は、2025 年度に修学支援「廃止」要件の修得単位数を 5 割から

6割に引上げることなどを決定するなど、「学修要件」の厳格化が進められている。

このように、田中が2000年代初めに指摘した「競争原理」という弊害は、2020年代半ばになっても根本的に解消されていない。つまり目指すべき「二一世紀の大学」実現は今も程遠いところにある。

「高等教育の修学支援新制度」は2024年度には多子世帯や理工農系学部への学生への支援を拡充させるなど進展をみせている面もある。年々更新を重ねている制度設計の過渡期ともみられ、複雑だと指摘されることもある制度ではあるが、高校生が「高等教育の修学支援新制度」等、経済的修学支援についてどのように受容しているかをみていく。

2. 目的と方法——島根県内のA高等学校における意識調査——

本稿は、教育費支援の地域間格差を検討するために、予備調査として行った島根県内のA高等学校在校生へのアンケート調査の結果を、高等教育段階の教育費支援制度の受容に焦点を当てて報告するものである。

「地方圏」もしくは「地方県」とされる島根県の推計人口は2024年8月1日時点で642,392人⁹⁾で、鳥取県に次いで2番目に人口の少ない県である。人口の少なさや、県の教育方針により、「大都市圏」にみられるような幼少期から大学入試までに熾烈な受験競争が無いなど、「地方」の特徴を備えた教育環境を保障している県である。そのような「地方」の高校生は大学等へ進学してからの教育費や経済的支援策についてどのように考えているのかを探る。

2-1. 島根県内の高等学校

島根県内に高等学校は、県立35校、県立の分校1校、市立1校、私立10校、県立の特別支援学校高等部12校（盲学校1校、ろう学校2校、養護学校9校）、県立の特別支援学校分教室3校（養護学校）がある。

8市10町1村から成る島根県は、安来市、松江市、出雲市、益田市それぞれの一部を除き中山間地域で、離島である隠岐諸島も中山間地域という県であり、2015年の国勢調査をもとにした統計では、中山間地域は島根県全体の面積の89.7%、人口の45.8%を占めている¹⁰⁾。

自宅からの通学が難しい生徒もいるため、県立24校、県立の分校1校、私立6校、特別支援学校8校では寮（寄宿舎）をもつ。島根県は公立高校の寮の保有率が日本一高いといわれ、「しまね留学」という呼称で県外からの生徒の受け入れも進めており、「しまね留学」を推進する県立高等学校は22校にのぼる¹¹⁾。

県立の普通科高校は市部に14校、中山間地域に

7校（分校1校含む）、離島に2校ある。県立の専門高校は市部に12校、中山間地域に1校（普通科併設）、離島に2校（1校は普通科併設）がある。市立は普通科と専門を併設している。私立は普通科10校（2校は専門併設）である。県立の特別支援学校では、盲学校1校とろう学校1校は普通科と専門を併設、ろう学校1校は専門のみ、養護学校9校と3分校は普通科のみである。県立の中高一貫教育校（連携型）は中山間地域に2校あり、それぞれが2校と3校の町立中学校と連携している¹²⁾。

中山間地域・離島の高等学校においては特に、「課題解決能力を身に付けた地域や社会の担い手を育成すること」を、高校に期待される社会的役割等に掲げている¹³⁾。

2-2. 島根県内の高等学校の教育的特徴

県庁所在地の松江市は島根県の人口の3割を占める中核都市である。松江市内の県立の普通科高校においては1961年に通学区が小学区制に定められ¹⁴⁾、2021年に小学区制が撤廃された。特定の高校に志願者が集中して序列化が懸念される¹⁵⁾として60年間小学区制が維持されてきた。そして、1973年に設けられた地域外入学制限は、島根県の人口のおよそ7割を占める県東部では維持されたまま（松江市通学区内の3校では入学定員の10%、出雲市の1校では5%）である¹⁶⁾。島根県では親子2世代にわたるほど受験競争を回避してきたととれる教育政策下にあったためか、高校生の塾・予備通いは都会ほど普及していない¹⁷⁾。

島根県は2019年2月に「県立高校魅力化ビジョン」を策定し¹⁸⁾、島根県の地域の未来を見据えた地域社会との協働による教育を通して、「島根らしい高校魅力化」を推進している。もちろん高等学校卒業後の進学は生徒の将来にとって重要であるが、大学受験一辺倒の高等学校の教育課程を目指すものではない。例えば、「普通科高校の最大のミッションは、優秀な生徒を輩出して、その生徒たちが優れた大学に進学すること」というパブリックコメントに対して、県は「県立高校の存在をあたかも大学受験に向けた予備校のような存在と捉えているように感じます（中略）。高校での学習を大学受験の目的に限定した教育とは考えていません」という回答で応じている¹⁹⁾。受験学力の習得に力を入れない生徒が漂流する危惧があるものの、一貫して「地域課題解決型学習」と「教科教育」をつないだ教育課程を軸としている。

しかしながら、島根県は高等学校の教育を大学受験の目的に「限定」しないのであり、受験競争の圧力が低い地域でありながら、生徒の進路を見据えて高等学校で教科学習の保障に努めている。県立高校6校には「理数科」²⁰⁾という名称の理科や数学に特

化した専門学科を設けている。また、各学校で必要に応じて任意の生徒を対象に、教育課程にない促進学習を含む補習授業を教員が課外時間に学校で行うこともある。さらに、高等学校卒業生対象の「補習科」²¹⁾の教室を県立高校5校に設けるなど、学習塾や予備校に替わる大学受験を目的とする学習機会の提供を、高等学校という公教育の場が担っている現実がある。

2-3. アンケート調査の概要

2-3-1. 対象者数、実施時期、調査項目

調査対象は、島根県内の県立高校1校の2024年度生徒770名(1年生243名、2年生276名、3年生251名)である。島根県内においては学業成績に関して上位校とされる学校で、ここ数年をみても四年制大学進学率が9割を超えている。「高校生の学校生活と進路希望に関する調査」というタイトルのアンケートを、2024年5月から6月にかけて実施した。

有効回答者は458名(1年生200名、2年生221名、3年生37名)で有効回答率は59.5%である。回答者のうち、高等学校卒業後に大学等に進学を希望している者は429名(93.7%)である。3年生の回答率が4.8%で低めであった。3年生の自由記述のある回答では高等学校で度重なる進路希望調査で疲弊していることが窺え、進路希望のアンケートを回避したのだろうか、回答率の低さにつながったようである。

アンケートの質問44項目の内訳は、学年・性別・きょうだいの人数の問い(問1~3)に続き、普段の生活や学習(問4~11)、進路選択(問12~20)、進学希望地・学校(問21~26)、入試方式(問27~29)、教育費の経済的支援制度(問30~37)、学校卒業後の居住希望地域(問38~40)、悩み(問41)ジェンダー(問42~43)、自由記述(問44)である。

2-3-2. 調査における倫理的配慮

筆者が所属する短期大学の倫理審査で調査実施の了解を得て、アンケート調査協力の呼びかけは、高等学校の各教室で担任教師から生徒に連絡という方法で行った。また、高等学校を通して生徒と保護者に対して調査協力依頼を文書で通知した。

グーグルフォームを用い、無記名でメールアドレスを収集せず、個人が特定できない形態で実施した。

3. 「高等教育の修学支援新制度」理解について

3-1. 授業料・入学金の無償化対象の多子世帯

「何人きょうだいですか」という問いに、33.3%が「3人以上のきょうだい」と回答した(N=458)。条件を満たせば、2025年度からの「多子世帯の大学等授業料・入学金の無償化」の対象になる。

参考に、2023年の厚生労働省「国民生活基礎調査」によれば、全国では児童のいる世帯の児童人数毎の割合は、1人48.6%、2人39.7%、3人以上11.7%であり²²⁾、児童とは「18歳未満の未婚の者」であるため18歳は含まれないことに留意がいるが、島根県は全国に比べ、3人以上の子どもがいる世帯の割合が大きく、修学支援新制度における授業料等減免の多子世帯割合が全国に比べ大きくなるとみられる。

3-2. 将来就きたい職業

「将来の仕事について考え始めたのは、いつごろですか」という問いに、47.6%が中学生のときと回答した(N=458)。将来の職業について中学生の頃に考え始めた生徒が多い。中学校で職場体験学習があり、中学校段階で将来の進路について考える機会があったことや、回答者に3年生が少ないことが「中学生のとき」を選択した割合の大きさにつながったと考えられる。

「職業を選ぶにあたり、『自分の能力がいかに重要か』が重要だと思いますか」の問いに、73.1%が「とても重要だ」、23.4%「やや重要だ」と回答し、96.5%が自分の能力をいかすことを重要だとしている(N=458)。それに続き、「安定していること」「社会に役立つこと」を重視する者が多い。(図1)

3-3. 大学進学と自宅外通学

島根県には、四年制大学が国立の島根大学と公立の島根県立大学の2校しかない。島根大学は松江市と出雲市に、島根県立大学は浜田市、松江市、出雲市にキャンパスをもつ。アンケート調査対象の生徒は95.0%が一番の希望進路を四年制大学としており(N=458)、これら2校を選ばない場合には、必然的に県外の大学を目指すことになる。

「進学後は、自宅あるいは自宅外、どちらから通学したいですか」という問いの、「自宅から通学する」回答者のうち、53.2%が島根大学に進学希望、31.9%が進学希望大学は「未定」と回答した(N=429)。

「進学希望地域はどのようなところですか」という問いに、「都市部」と回答したのは46.4%に上った(N=429)。半数近くが大都市の学校に進学することを希望している²³⁾。

多くの島根県の高校生にとって、大学進学と自宅外通学は不可分であり、進学して自宅を離れることを考えている生徒が多い。

3-4. 進学の決め手と教育費負担

「進学先を決めるにあたり、『教育費がかかりすぎないこと』を重視しますか」という問いには、89.2%が「よくあてはまる」「ややあてはまる」と回答した(N=429)。17項目の問いで「よくあてはまる」と答えた者が最も多かったのは、「専攻したい学問分野がある」73.6%である。「入試科目が自

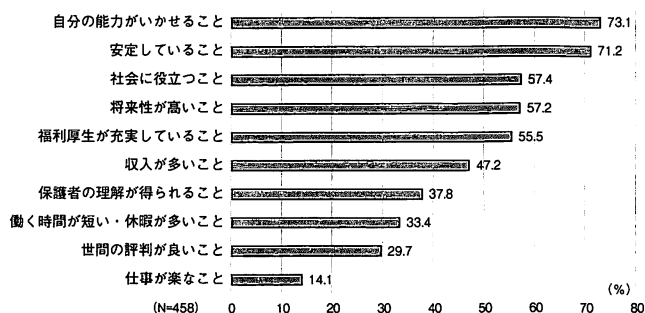


図1 「職業を選ぶにあたり、どのようなことが重要だと思いますか」という問いに、「とても重要だ」を選択した割合

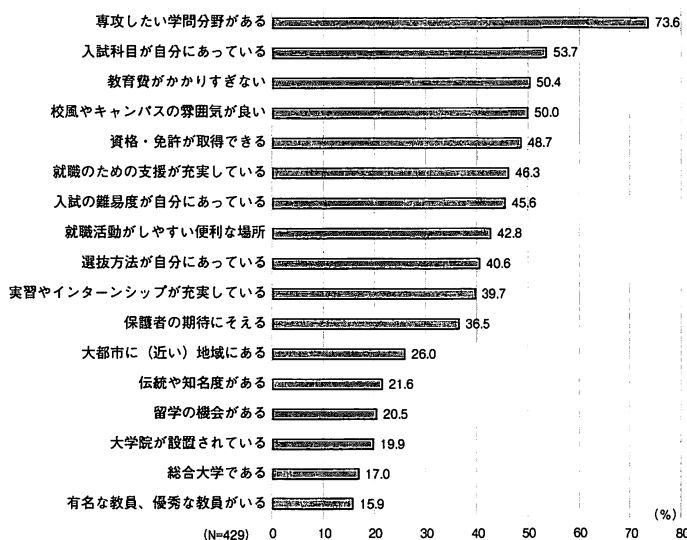


図2 「進学先を決めるにあたり、どのようなことを重視しますか」という問いに、「よくあてはまる」を選択した割合

分にあっている」53.7%、「教育費がかかりすぎない」50.4%と続く。教育費の多寡も高校生の進路選択の要因になっていることがわかる。(図2)

3-5. 経済的支援制度についての理解と意識

3-5-1. 奨学金利用について

「高校卒業後に進学した場合、奨学金を利用するつもりですか」という問いには、22.6%が「利用する」、18.6%が「利用しない」、58.7%が「わからない」と回答した(N=429)。自宅外通学には家賃等の生活費がかかるが、生徒の方では、独り暮らしの生活費の見通しをまだもっていない、保護者に十分な経済力があるため奨学金の必要がないと受け止めている等の理由で、奨学金について関心がないまたは知らないという生徒が多いのではないかと考えられる。

「高校卒業後に進学した場合、保護者からの金銭的援助は期待できそうですか」という問いには、37.1%が「確実に期待できる」、54.1%が「おそらく

期待できる」、7.9%が「あまり期待できない」、0.9%が「まったく期待できない」と回答した(N=429)。「あまり期待できない」「まったく期待できない」をあわせて8.8%となり、奨学金等を活用しながら、それでも教育費・生活費等が足りない場合には、アルバイトで賄うなど、自活するのであろうか。

「あなたの進路に対する保護者の期待はどの程度ですか」という10項目の問いのうち、「奨学金を利用すること」に関しては、13.5%が「とても期待されている」、16.8%が「やや期待されている」、21.2%が「あまり期待されていない」、15.4%が「まったく期待されていない」、33.1%が「保護者と話し合ったことがない・わからない」と回答した。

質問10項目で、「とても期待されている」(図3)、「まったく期待されていない」(図4)、「保護者と話し合ったことがない・わからない」(図5)の回答は、「自宅から通える学校に進学すること」の項目では「とても期待されている」で最も少なく、「まったく期待されていない」で最も多い。「奨学金を利用すること」の項目では「保護者と話し合ったことがない・わからない」で最も多い。自宅外通学を容認する保護者が多いことがわかる。奨学金利用について3割の保護者と生徒の意思疎通または確認ができていないといえる。

「奨学金を利用すること」の項目では「保護者と話し合ったことがない・わからない」で最も多い。自宅外通学を容認する保護者が多いことがわかる。奨学金利用について3割の保護者と生徒の意思疎通または確認ができていないといえる。

3-5-2. 経済的支援制度の理解

「(授業料免除、奨学金制度など)経済的支援制度があることを知っていますか」という問いには、3.9%が「よく知っている」、32.3%が「なんとなく知っている」、33.4%が「聞いたことがあるがよく知らない」、30.3%が「知らない」と回答した(N=458)。「よく知っている」以外が96.1%を占め、生徒に制度自体を知ってもらい、内容を理解してもらうことに課題があるといえる。

上述の問いに「知らない」と回答した者を除き、「どのような経済的支援制度を知っていますか、または、聞いたことがありますか(複数回答可)」と問い、(図6)のような結果が得られた(N=319)。

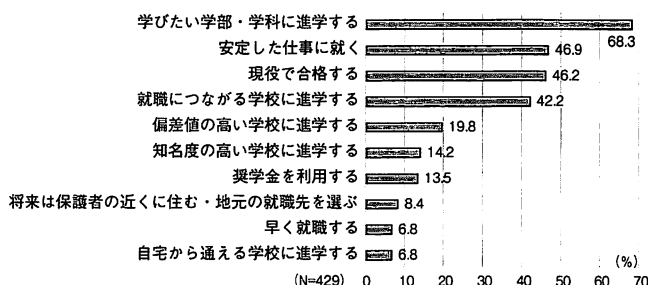


図3 「あなたの進路に対する保護者の期待はどの程度ですか」という問いに「とても期待されている」を選択した割合

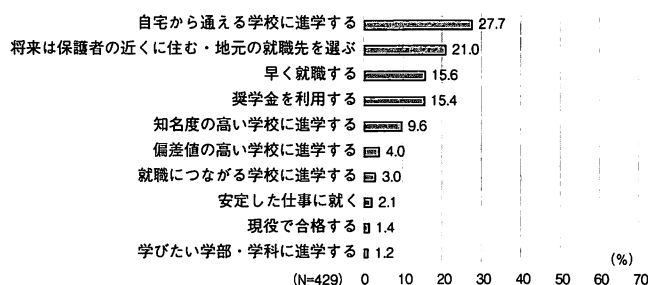


図4 「あなたの進路に対する保護者の期待はどの程度ですか」という問いに「まったく期待されていない」を選択した割合

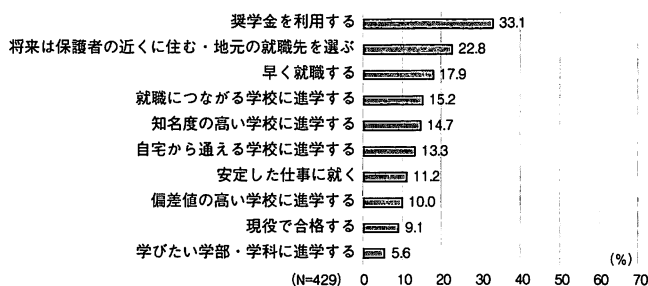


図5 「あなたの進路に対する保護者の期待はどの程度ですか」という問いに「保護者と話し合ったことがない・わからない」を選択した割合

「高等教育の修学支援新制度」という名称を知っている・聞いたことがあるが15.7%であるのに対し、制度を所管する「日本学生支援機構（JASSO）」という名称であれば、知っている・聞いたことがあるは28.8%でやや多い。「島根県育英会」を知っている・聞いたことがあるは23.5%であり、「日本学生支援機構（JASSO）」に近い認知件数・割合である。

日本学生支援機構は、前身が1943年創立の財団法人日本育英会で、2004年に「独立行政法人日本学生支援機構」として発足した²⁴⁾。また、島根県育英会は、前身が1952年設置の島根県学生寮設立委員会に始まる、1958年設置の財団法人島根県育英会で、2011年に「公益財団法人島根県育英会」に移行した²⁵⁾。この両者の名称は、「高等教育の修

学支援新制度」という名称に比べ長い歴史をもつためか、あるいは、大学や専門学校といった高等教育機関だけではなく、後期中等教育の機関である高等学校の生徒対象の奨学金制度を設けているためか、そのような理由で高校生に馴染みがあり、名称の認知件数が多くなっていると考えられる。保護者が学生時代に馴染みのある名称だったということも考えられ、保護者の影響もあるだろう。

自治体や社会福祉協議会の経済的支援事業は対象に応じて、生徒の関心が異なっていると考えられる。回答者全体のうち、5名が「島根県看護師等修学資金」を「知っている・聞いたことがある」と回答した。その中で、「将来就きたい仕事」で「看護師、保健師等」と回答した26名のうち2名が、「島根県看護師等修学資金」を「知っている・聞いたことがある」と回答した。制度認知者のうち40.0%が進学希望・就職希望に即している。また、回答者全体のうち、19名が「島根県医学生地域医療奨学金」を「知っている・聞いたことがある」と回答した。その中で、「将来就きたい仕事」で「医師、薬剤師等」と回答した99名のうち12名が、「島根県医学生地域医療奨学金」を「知っている・聞いたことがある」と回答した。制度認知者のうち63.2%が進学希望・就職希望に即している。特に、医学部は人気のある学部のうち、六年制であるため、修業年限が長い分、学費が多くなり、奨学金利用を検討する生徒が多くなっていると考えられる。

アンケート調査の対象校は、奨学金等の情報を随時、生徒と保護者に通知しており、民間団体の奨学金の情報も多数含まれている。生徒が様々な奨学金の名称を目にする機会があり、アンケートの選択肢以外にも認知している経済的支援制度や事業はあると考えられる。ところが、そうした制度や事業の詳細な内容については個人で調べる必要があり、併給可・不可があるなど様々な条件を確かめねばならず、奨学金制度は総体として複雑である。

3-5-3. 経済的支援制度を知るきっかけ

「経済的支援制度をどのようなきっかけで知りましたか、または、聞きましたか（複数回答可）」という問いでは、(図7)のような結果が得られた(N=319)。

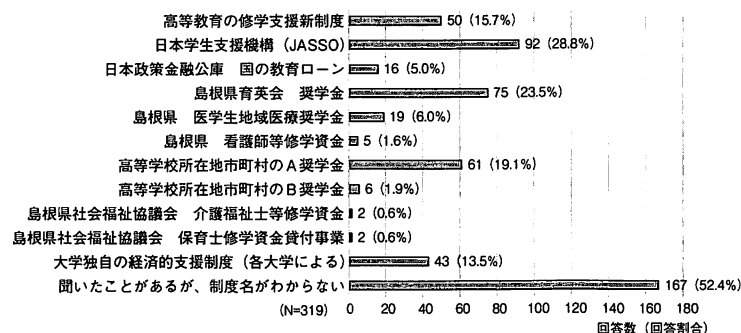


図6 知っている、または、聞いたことがある経済的支援制度

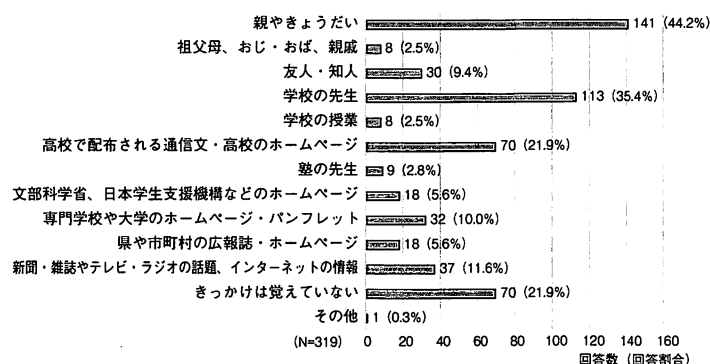


図7 経済的支援制度を知った・聞いたきっかけ

「親やきょうだい」「学校の先生」という、身近な人物を介して知らされることが多い。紙面やウェブサイトの情報に関しては「学校で配布される通信文・学校のホームページ」が多く、学校が主な情報源になっている。「学校の授業」はその他の自由記述にあげられたもので、家庭科の授業や調べ学習により知ったという。2022年度から高等学校では家庭科等において金融経済教育の充実が図られており、消費生活の学習では「家族の生涯の経済設計や家計の収支、金融、社会保障などに関連付けて扱うこと」

に行われていることもあろうと解される。

3-5-4. 経済的支援制度への期待

「経済的支援制度の利用について」の5つの問いでは(表)のような結果が得られた。

経済的支援制度の利用により「① 学習意欲の向上につながる」「② 進路選択の幅が広がる」という問いに「よくそう思う」「ややそう思う」と回答した者の割合をあわせて、それぞれ ① 80.4%、② 84.9%であり、大半の生徒が経済的支援制度を肯定的にとらえている。

表 問「経済的支援制度の利用についてどのように考えていますか」への回答割合(問い①～⑤) (N=458)

	よく そう思う	やや そう思う	あまり そう思わない	まったく そう思わない
① 経済的支援制度が利用できるのであれば、あなたの学習意欲の向上につながると感じますか。	35.4%	45.0%	17.0%	2.6%
② 経済的支援制度が利用できるのであれば、あなたの進路選択の幅が広がると感じますか。	48.7%	36.2%	12.4%	2.6%
③ 経済的支援制度について、調べてみたい・詳しく知りたい・教えてもらいたいと感じますか。	38.9%	41.9%	15.3%	3.9%
④ 経済的支援制度を利用するのは恥ずかしいことだと思いますか。	9.6%	14.0%	24.7%	51.7%
⑤ 経済的支援制度がもっと充実すると良いと思いますか。	57.6%	36.2%	5.2%	0.9%

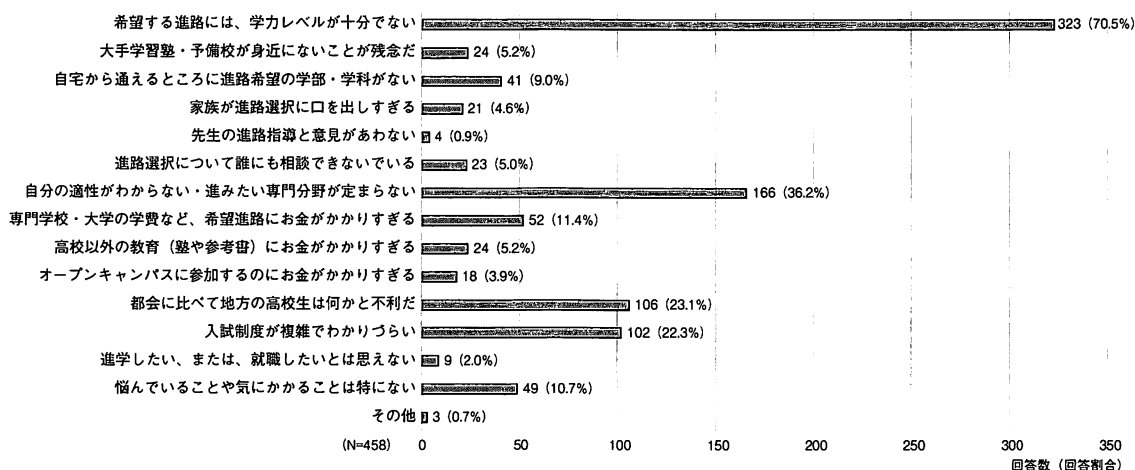


図8 進路を考えるうえで、悩んでいること・気にかかること

経済的支援制度について「③ 調べたい・知りたい・教えてもらいたい」という問いに「よくそう思う」「ややそう思う」と回答したのは 80.8% であり、制度理解に関心が高いといえる。

「④ 経済的支援制度を利用するのは恥ずかしいことだと思いますか」の問いに「あまりそう思わない」「まったくそう思わない」と回答したのは 76.4% であり、制度利用を恥ととらえる者は少ない。

「⑤ 経済的支援制度がもっと充実すると良いか」という問いに「よくそう思う」「ややそう思う」と回答したのは 93.8% であり、現行の制度は生徒に物足りないように映っているようだ。

3-5-5. 進路選択の悩み・気がかり

「進路を考えるうえで、悩んでいること・気にかかることは何ですか(複数回答可)」という問いでは、(図8)のような結果が得られた。

「希望する進路には、学力レベルが十分でない」と回答したのは 70.5% で、希望する大学の入学試験の学力検査で十分な評価に到達できないかもしれないという不安があると考えられる。

「自分の適性がわからない・進みたい専門分野が定まらない」36.2%、「都会に比べて地方の高校生は何かと不利だ」23.1%、「入試制度が複雑でわかりづらい」22.3% で、進路選択についての悩み、受験制度について気がかりがあると考えられる。

23.1% の者は、都会と地方との格差を感じ、地方である島根県の高校生は大学進学に不利だという意識を抱いている。例えば、中高一貫校が少ないこと、大手学習塾や予備校が少ないこと、そして、それらの教育機関が希なことにより、希望進路に十分な学力をつけにくい、入学試験に特化した情報が得にくいことという情報格差による不利を感じていることもあるだろう。適性がわからない・専門分野が定ま

らない理由もそのような情報格差による場合があるということも考えられる。

地方は大学が少ないために、都会ほどオープンキャンパスに行く機会に恵まれていないことは確かである。また、多くの生徒にとっては大学受験とは宿泊旅行を意味する。移動格差(モビリティ・ギャップ)により、地方の受験生は県内の移動でさえも不便に感じる者は多いはずである。

「専門学校・大学の学費など、希望進路にお金がかかりすぎる」11.4%、「高校以外の教育(塾や参考書)にお金がかかりすぎる」5.2%、「オープンキャンパスに参加するのにお金がかかりすぎる」3.9% で、教育費を気にする生徒もいる。

入学試験にかかわる学力や入試制度について気にかけている生徒は多いものの、教育費といった経済的なことを気にかける生徒はそれに比べて少ない。家庭が経済的に困っていないためとも考えられ、そうした場合には、経済的には安心して高校生活が送られているとも考えられる。返還不要の授業料支援金制度の高等学校等就学支援金制度の利用により、経済的負担が緩和している家庭もあるだろう。公立学校であれば年間 118,800 円の支給となり、私立学校であれば、年間最大 396,000 円の支給となる高等学校授業料支援の制度である。

3-6. 小括

経済的支援制度の認知割合は、2020 年度開始の「高等教育の修学支援新制度」15.7%、「日本学生支援機構(JASSO)」28.8% であり、前者は後者に比べて新しい制度のために認知割合が小さいと考えられる。

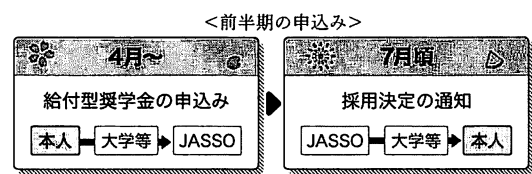
「大学等における修学の支援に関する法律」の第4条ならびに第5条に定められている「学資支給」は、「独立行政法人日本学生支援機構法」第7条第

2項(学資の支給)に基づいて行われる。つまり、「学費支給」は、学生本人が「大学等における修学の支援に関する法律」第7条で定められる「確認大学等」を通して「日本学生支援機構(JASSO)」に奨学金を申し込み、奨学金支給の可否は「日本学生支援機構(JASSO)」から「確認大学等」を通して学生本人に伝えられる(図9)²⁷⁾。

進学前に申し込んで採用候補者に決定されることを「予約採用」といい、高校生(受験生)と2年以内の高校卒業者は、高等学校等を通じて申し込むことができる²⁸⁾。高等学校卒業程度認定試験合格者(合格見込者を含む)は、日本学生支援機構へ直接申し込むことができる²⁹⁾³⁰⁾。採用候補者は入学時に、授業料等減免を進学先の大学等に申し込む(図10)。

「高等教育の修学支援新制度」の「学費支給」運用には、2つの法律が絡み、「申込み」と「採用の通知」には、「学生(生徒)」と「日本学生支援機構」の間に「確認大学等(または高等学校等)」が入る。「高等教育の修学支援新制度」はやや複雑ともいえる構成で、申込みの終点・採用決定の始点が「日本学生支援機構」であることから「高等教育の修学支援新制度」と呼ばれている制度の概念が掴みにくいことも、高等教育の修学支援新制度の認知割合が小さいことの理由になっていると考えられるのではないだろうか。

「高等教育の修学支援新制度」を知ってもらうためには、「大学等における修学の支援に関する法律」と「独立行政法人日本学生支援機構法」との関連の説明や「日本学生支援機構」の組織と役割についての説明を通じて生徒の理解を促すことがひとつの手かりになるだろう。



※併せて、本人から大学等へ授業料等減免の手続きをします。

図9 大学等在学生「給付型奨学金・授業料等減免」申請の流れ

出典：文部科学省 HP「学びたい気持ちを応援します：高等教育の修学支援新制度（授業料等減免と給付型奨学金）」

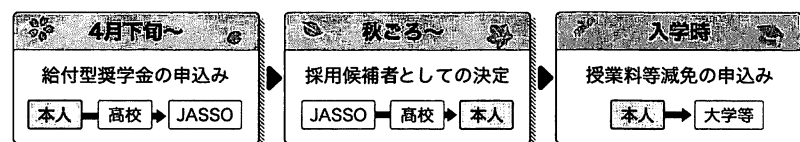


図10 大学等在学生「給付型奨学金・授業料等減免」申請の流れ

出典：文部科学省 HP「高校生の皆さんへ 学びたい気持ちを応援します：高等教育の修学支援新制度（授業料等減免と給付型奨学金）」

給付型奨学金は、高校3年の4月下旬から日本学生支援機構に申し込むことができる³¹⁾。ため、3年生になるまでに対象になるかどうかを、生徒と保護者が日本学生支援機構のウェブブラウザ版「進学資金シミュレーター」³²⁾の活用等による試算で確認し、円滑な制度利用につながる事が望ましい。申請手続きの時期を考慮した経済的支援制度の理解の推進が求められる。なお、シミュレーターは制度更新毎に改訂されており、最新の規定に基づく試算を行い、進学のための資金計画に役立つツールである。

4. 進学希望地域

4-1. 高等学校卒業後の進学希望地域

進学希望者(N=429)のうち、「国立大学」84.4%、「公立大学」10.5%、「私立大学」5.1%で、国立大学志向が強い。島根県内に私立の四年制大学がないことも国立大学志向に反映していると考えられる。そして、進学後の通学希望は「自宅から」が11.0%である。

回答者全体(N=458)での希望進路の地域は、「島根県外」60.7%、「島根県内」10.9%、「特に希望する地域はない」22.1%、「(進学希望しない等で)回答なし」6.3%である。

進学希望者のうち、「特に希望する地域はない」が23.5%、次いで「島根県」11.7%、「広島県」11.0%、「東京都」9.1%、「大阪府」7.9%、「兵庫県」7.2%、「京都府」5.4%、「岡山県」5.1%と続き、中国地方や東京都、近畿地方の島根県に近い圏域が選ばれている。64.8%が進学により、島根県を離れることを意味する自宅外通学を希望している。

4-2. 学校卒業後の居住希望地

学校卒業後、社会人になったときの居住希望地は、「特に希望する地域はない」40.4%、「島根県」18.8%、「東京都」9.0%、「広島県」6.8%、「兵庫県」5.5%であり、若干名に島根県への帰心がみとれる。

4-2-1. 「島根県外」進学希望者

高等学校卒業後「島根県外」に進学を希望している者のうち、大学等を卒業後の居住希望地は、「島根県外」61.2%、「島根県内」15.1%、「特に希望する地域はない」23.7%である。

県外進学希望者のうちおよそ6割が県外居住を希望している。

4-2-2. 「島根県内」進学希望者

高等学校卒業後「島根県内」に進学を希望している者のうち、大学等を卒業後の居住希望地は、「島根県外」6.0%、「島根県内」66.0%、「特に希望

する地域はない」28.0%である。

県内進学希望者のうち6割以上が県内居住を希望している。

4-2-3. 特に進学希望地がない者

高等学校卒業後に進学希望だが「特に希望する地域はない」者のうち、大学等を卒業後の居住希望地は、「島根県外」1.0%、「島根県内」5.0%、「特に希望する地域はない」94.1%である。

高等学校卒業の進学希望地を定めていない者の9割以上が、大学等を卒業後の居住希望地を定めていない。

4-2-4. 進学希望と回答しなかった者

「(進学希望しない等で) 回答なし」の者のうち、将来の居住希望地は、「島根県外」44.8%、「島根県内」20.7%、「特に希望する地域はない」34.5%である。

4-3. 小括

進学希望「島根県外」6割のうち「県外進学・県外居住」が6割で、進学希望「島根県内」1割のうち「県内進学・県内居住」が6割という希望割合から、高校生は、高等学校卒業後の進路に応じて将来の居住地の見通し(希望)をもつといえる。ただし、これは進学が希望通りにいった場合の居住地の予測である。高校卒業後の進路希望地が定まっていない2割の者のうち、将来の居住希望地も定まっていない者が9割におよぶ、これらの傾向から、高等学校卒業後の進路の見通しをもつことがその先の将来の居住地の見通しをもつことにつながるといえる。

5. おわりに

今回のアンケート調査で、9割もの生徒が四年制大学を希望進路と回答したものの、4割近くが入試方式について考えていない・わからない、6割が経済的支援制度についてはよく知らない・知らないと回答した。3年生の回答者が少なかったために入試方式や経済的支援制度の認識の低さにつながったであろう。1年生と2年生は高等学校の進路指導等を通じた周知により、支援制度について理解していくであろう。

A 高等学校では、6割の生徒が島根県外への進学を希望している。県内に大学が少ないこと、大学が少ないことにより、進路希望の学部・学科が限られていることから、県外進学を意識する者は多い。

大学進学のための情報収集や学習も主に高等学校に頼りがちになるという地方特有の教育環境のもとで、大学受験への備えが高等学校在学中の3年という期間に絞られる場合、生徒が大学等進学にかかる教育費や生活費のことを考えることが後回しになることは十分にありうる。大学等への進学後に初めて、自宅外通学する場合は特に、経済的負担の重さについて身をもって知る学生は多いのではないだろうか。

程度はわからないが、A 高等学校では1割の生徒が「専門学校・大学の学費など、希望進路にお金がかかりすぎる」ことに気付いている。教育費負担について真剣に考え、悩む高校生もいる。経済的理由で進学に思うように向き合えない、進学後の教育費や生活費に不安を抱くなど、家庭の経済的不利への憂慮や経済的支援制度利用の無理解が、進学を目指す学習に対する自己効力感低下や希望進路に躊躇や断念をもたらすこともある。

アンケートでは、「経済的支援制度を利用することは恥ずかしいことだと思いますか」という問いに、76.4%が「そう思わない」と回答し、「経済的支援制度がもっと充実すると良いと思いますか」に、93.8%が「そう思う」と回答している。経済的支援制度全般の認知者の少なさに課題はあるものの、経済的支援制度の利用自体を恥ずかしいことと思わず、制度の充実を望んでいる。島根県のような地方出身者に多くみられる、進学により自宅外通学をしなければならなくなる学生には、より手厚い経済的支援が必要ではないだろうか。

今後の課題として、この度のアンケートの分析を進め、進路希望と経済的支援制度理解の関係を検討していく。また、調査を他の島根県内の高等学校に対象を広げ、大学進学者の多い普通科高校や「進路多様校」と呼ばれる専門高校の生徒が、進学への意識と経済的支援制度の理解はどのようになっているのか、学校種別による進学意識や経済的支援制度理解について明らかにしたい。そして、島根県東部に人口や大学が偏在していることから、県内各地域の高等学校における希望進路や経済的支援制度受容の地域差についてもみていきたい。さらに、経済的支援制度利用の県内学生への意識調査を行い、受給者が認める制度の有用性や課題を検討していきたい。

謝辞

アンケート調査にご協力いただいたA 高等学校と、貴重な時間を割いて回答いただいた生徒のみなさま、また、インタビューに応じてくださった学習塾・予備校の塾長様に記して感謝申し上げます。

付記

本稿は、日本教育学会第83回大会 一般研究分科会 A-13 高等教育・中等後教育の発表をもとにまとめた。

注・文献

- 1) 田中昌人(2005)『日本の高学費をどうするか』新日本出版社。
- 2) 同上, p. 11.
- 3) 同上, p. 9.
- 4) 東京都教育委員会(2018年4月2日公開, 2024年4月15日更新)「高等学校等就学支援金事業につ

- いて」<https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/admission/tuition/tuition/scholarship.html>.
- 5) 東京都公立大学法人 (2023 年 10 月 13 日掲載, 2024 年 4 月 1 日更新)「都立大学等の新たな授業料減免制度 ～都内子育て世帯への新たな支援を実施(授業料実質無償化)～」<https://www.houjin-tmu.ac.jp/topics/topics13247/>.
- 6) 東京大学 (2024 年 9 月 10 日)「授業料改定案及び学生支援の拡充案について」<https://www.u-tokyo.ac.jp/content/400247072.pdf>.
- 7) 上掲書, 田中 (2005) p. 134.
- 8) 文部科学省高等教育局学生支援課高等教育修学支援室 (2024 年 5 月 24 日開催)「高等教育の修学支援新制度の在り方検討会議(令和 5～6 年度)第 3 回: 参考資料 1 国立大学協会」.
- 9) 島根県政策企画局統計調査課「島根県の推計人口 (令和 6 年 8 月 1 日現在)」<https://pref.shimane-toukei.jp/upload/user/00024453-yvdsj.pdf>.
- 10) 島根県 (2020 年 3 月)「中山間地域活性化計画令和 2 年度 (2020) — 令和 6 年度 (2024)」https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/region/chiiki/chusankan/chusankan-keikaku/keikaku_new.data/keikakuR2.pdf.
- 11) 島根県 HP「教育環境充実・島根の高校: しまね留学」https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/seisaku/koho/photo/photoshimane_216_html_2/2.html.
- 12) 島根県教育委員会・松江市教育委員会「令和 7 (2025) 年度 島根県公立高等学校入学選抜『特色入学選抜』が始まります」https://www.pref.shimane.lg.jp/education/kyoiku/senbatsu/senbatsu_info/R07_kouritsukoutougakkounyuushi.data/leaflet.pdf.
- 13) 島根県・島根県教育委員会「拓こう君の未来を: 2024 年度 島根県 学科・学校紹介誌 高等学校・特別支援学校 [高等部]」<https://www1.pref.shimane.lg.jp/gakkokikaku/school/index.data/1-120-zenpage.pdf>.
- 14) 島根県今後の県立高校の在り方検討委員会 第 12 回会議 (2019 年 7 月 13 日) 資料「学区の変遷～地域外入学制限と通学区～」https://www.pref.shimane.lg.jp/gakkokikaku/saihen/kongonokennritukoukounoarikatakentouiinkai/index.data/09_siryou6.pdf.
- 15) 島根県今後の県立高校の在り方検討委員会 第 12 回会議 (2019 年 7 月 13 日) 資料「県立高等学校通学区域検討委員会における議論 (答申から抜粋)」https://www.pref.shimane.lg.jp/gakkokikaku/saihen/kongonokennritukoukounoarikatakentouiinkai/index.data/09_siryou6.pdf.
- 16) 島根県教育庁学校企画課「通学区」<https://www.pref.shimane.lg.jp/education/kyoiku/koukou/saihen/tuugaku.html>.
- 17) 毎日新聞 (2024 年 5 月 22 日)「論点どうする『受験格差』」.
- 18) 島根県教育委員会・島根県教育庁学校教育課立学校改革推進室 (2019 年 2 月)「県立高校魅力化ビジョン」<https://www.pref.shimane.lg.jp/gakkokikaku/saihen/keikaku.data/miryokukavisionsaisyu.pdf>.
- 19) 島根県: 今後の県立高校の在り方検討委員会 第 17 回会議 (2020 年 2 月 22 日) 資料「パブリックコメントにおける主な意見に対する回答」https://www.pref.shimane.lg.jp/gakkokikaku/saihen/kongonokennritukoukounoarikatakentouiinkai/index.data/04_shiryoul_300222.pdf.
- 20) 前掲, 島根県・島根県教育委員会「拓こう君の未来を」, p. 36.
- 21) 島根県 HP「県立高等学校の補習科について」<https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/seisaku/koho/hotline/record/201902/A201800241.html>.
5つの島根県立の高等学校に PTA (私費会計) が運営する補習科が設置されている。
- 22) 厚生労働省「国民生活基礎調査 (2023 年): 結果の概要」<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa23/dl/02.pdf>.
- 23) 選択肢は「都市部 (50 万以上の市)」としたが, 中核市にある島根大学に進学希望の者も読み間違えたか, これを選択した者がわずかだがいいた。
- 24) 日本学生支援機構 HP「日本学生支援機構の沿革」<https://www.jasso.go.jp/about/organization/history/index.html>.
- 25) 島根県育英会 HP「島根県育英会について」<https://www.shimane-ikuei.or.jp/about/19>.
- 26) 文部科学省 (2022)『高等学校学習指導要領 (平成 30 年告示) 解説 家庭編』.
- 27) 文部科学省「『学びたい気持ちを応援します』高等教育の修学支援新制度 (授業料等減免と給付型奨学金): 手続きの方法を教えて」<https://www.mext.go.jp/kyufu/student/daigaku.html>.
- 28) 文部科学省「『(高校生の皆さんへ) 学びたい気持ちを応援します』高等教育の修学支援新制度 (授業料等減免と給付型奨学金): 手続きの方法を教えて」<https://www.mext.go.jp/kyufu/student/koukou.html>.
- 29) 日本学生支援機構「予約採用について」<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/yoyaku/index.html>.
- 30) 日本学生支援機構「Q 浪人生でも申し込みますか. (2024 年 4 月更新) A 予約採用」https://www.jasso.go.jp/faq/shogakukin/about/kyufu/1190242_2633.html.
- 31) 上掲, 文部科学省「『(高校生の皆さんへ) 学びたい気持ちを応援します』」.
- 32) 日本学生支援機構「進学資金シミュレーター」<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/oyakudachi/document/shogakukin-simulator.html>.

(ウェブページ最終閲覧日 2024 年 10 月 15 日)